

豊田市屋外広告業是正指導要領

(目的)

第1条 この要領は、豊田市屋外広告物条例（以下「条例」という。）の規定に基づきこれに違反する屋外広告業を営む者に対する是正事務に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において使用する用語は、屋外広告物法（以下「法」という。）、条例及び豊田市屋外広告物規則（以下「規則」という。）において使用する用語の例によるもののほか、次の各号に定めるところによる。

- (1) 違反行為 条例第37条から第39条まで及び第41条の規定により罰則又は過料が定められている行為をいう。
- (2) 違反点数 前号に掲げる違反行為をした者に対し付す点数をいう。
- (3) 登録業者 条例第31条第1項の登録を受けた者（不正登録業者を除く。）をいう。
- (4) 特例業者 条例第34条の3第3項の届出をした者をいう。
- (5) 無登録業者 条例第31条第1項の登録を受けずに屋外広告業を営む者をいう。
- (6) 特例業無届出業者 条例第34条の3第3項の届出をしていない者をいう。
- (7) 不正登録業者 不正の手段により登録を受けた者をいう。
- (8) 不正特例業者 不正の手段により特例業者となった者をいう。
- (9) 屋外広告物等 屋外広告物及び屋外広告物を掲出する物件をいう。
- (10) 違反広告物等 条例の規定に違反する屋外広告物等をいう。
- (11) 登録の取り消し 条例第34条の2の規定により、登録業者又は不正登録業者に対しその登録を取り消すことをいう。
- (12) 営業の停止の命令 条例第34条の2の規定又は第34条の3第5項により、登録業者及び特例業者に対しその営業の全部若しくは一部の停止を命じることをいう。
- (13) 処分 前2号に掲げる行政処分をいう。

(条例の違反行為及び違反点数)

第3条 この要領の対象となる違反行為及び違反点数は、別表第1のとおりとする。

(登録業者及び特例業者に対する屋外広告物等の違反行為に係る行政指導)

第4条 登録業者及び特例業者に対する屋外広告物等の違反行為に係る行政指導については、豊田市屋外広告物是正指導要領と連動し、次の各号に定めるところにより行うものとする。

- (1) 登録業者及び特例業者が違反行為（条例第22条第1項のうち許可の取り消しに係るもの及び条例第23条第1項に基づくものは除く）を行った場合は、口頭又は文書により指導する。
- (2) 前号の口頭指導等の後、2週間を経過しても違反行為を是正せず、又は是正計画を書

面で市に報告しない場合は、当該違反行為に相当する違反点数を付す旨を示した警告文を送付する。

- (3) 前号の警告文の後、1か月を経過しても違反行為を是正せず、又は是正計画を書面で市に報告しない場合は、違反点数告知書を送付することができる。また、是正計画書を提出しても是正期限までに違反行為を是正しなかった場合においても同様とする。
- (3) 許可の取消しにより、条例第22条第1項の除却義務が発生した日から2週間を経過しても、当該違反広告物等を除却しない場合は、当該違反行為に相当する違反点数を付して、違反点数告知書を送付することができる。ただし、事前に違反点数を付す旨を示した警告文を送付しなくてはならない。
- (4) 条例第23条第1項の措置命令をした日から2週間を経過しても、当該措置命令に従わない場合は、当該違反行為に相当する違反点数を付して、違反点数告知書を送付することができる。
- (5) 第3号及び第4号の違反点数告知書を送付した日から2か月を経過しても、当該措置命令に従わない場合は、当該違反行為に相当する違反点数を付して、再度、違反点数告知書を送付することができる。その後も2か月を経過するごとに同様とする。

(登録業者及び特例業者に対する屋外広告業の違反行為に係る行政指導)

第5条 登録業者及び特例業者に対する屋外広告業の違反行為に係る行政指導については、次の各号に定めるところにより行うものとする。

- (1) 登録業者及び特例業者が違反行為を行った場合は、口頭又は文書により指導する。
- (2) 前号の口頭指導等の後、2週間を経過しても違反行為を是正しない場合は、当該違反行為に相当する違反点数を付す旨を示した警告文を送付する。
- (3) 前号の警告文の後、2か月を経過しても違反行為を是正しない場合は、当該違反行為に相当する違反点数を付して、違反点数告知書を送付することができる。
- (4) 前号の違反点数告知書を送付した日から2か月を経過しても違反行為を是正しない場合は、当該違反行為に相当する違反点数を付して、再度、違反点数告知書を送付し、その後も2か月を経過するごとに同様とする。

(無登録業者に対する行政指導)

第6条 無登録業者に対する行政指導については、次の各号に定めるところにより行うものとする。

- (1) 無登録業者が屋外広告業を営んだ場合は、警告文を送付し、登録を受けるか、条例第34条の3第3項の届出を行うよう指導を行う。
- (2) 前号の警告書を送付した日から1か月を経過しても指導内容に応じない場合は、警告文を送付する。

(特例業無届出業者に対する行政指導)

第7条 特例業無届出業者が屋外広告業を営んだ場合は、警告文を送付し、届出をするよう

指導を行う。

(処分)

第8条 第34条の2及び第34条の3第5項に基づく違反行為を行った者に対する処分は、次の各号に定めるところにより行うものとする。

(1) 登録業者及び特例業者に対する処分

ア 登録業者及び特例業者が違反行為を行った場合は、原則として別表第2に定める基準に従い処分する。

イ 処分は、豊田市行政手続条例に基づき聴聞を行った上で決定し、通知書を送付する。

なお、営業の一部の停止に係る営業の範囲については、別表第3に定めるものとする。

(2) 不正登録業者に対する処分

ア 不正登録業者は、原則として登録の取消しを行う。

イ 登録の取消しは、豊田市行政手続条例に基づき聴聞を行った上で決定し、通知書を送付する。

(3) 不正特例業者に対する処分

ア 不正特例業者は、原則として別表第2に定める基準に従い処分する。

イ 処分は、豊田市行政手続条例に基づき聴聞を行った上で決定し、通知書を送付する。

なお、営業の一部の停止に係る営業の範囲については、別表第3に定めるものとする。

(過料)

第9条 条例第41条で定められた過料は、次の各号に定めるところにより処すものとする。

(1) 条例第41条第1号に該当する特例業無届業者

ア 該当する者が、警告書の送付後1か月を経過しても正当な理由なく指導に応じないときは、原則として5万円の過料に処す。

イ 過料処分は、豊田市行政手続条例に基づき弁明の機会を付与した上で決定し、通知書を送付する。

(2) 条例第41条第2号及び第3号に該当する登録業者又は特例業者

ア 該当する者が、過去5年間に同一の事案に係る違反行為(過料に相当するものに限る。)

について3回以上違反点数告知書の送付を受けたときは、原則として5万円の過料に処す。

イ 過料処分は、豊田市行政手続条例に基づき弁明の機会を付与した上で決定し、通知書を送付する。

附 則

この要領は、平成29年4月1日から施行する。

別表第1（第3条関係）違反行為及び違反点数一覧表

違反行為		違反 点数	根拠条文 (屋外広告物条例)
屋外広告物等に 係るもの	違反広告物等に対する是正の措置の命令に従わない行為	5点	第37条の2
	禁止地域又は禁止物件、許可地域に違反広告物等の表示等をする行為	3点	第38条第1号
	許可を受けずに、屋外広告物を変更・改造をする行為	3点	第38条第2号
屋外広告業に 係るもの	登録を受けないで屋外広告業を営む行為※1	—	第37条第1号
	不正の手段により登録を受ける行為※1	—	第37条第2号
	営業停止命令に違反して屋外広告業を営む行為	10点	第37条第3号
	業登録事項の変更の届け出をせず、又は虚偽の届出をする行為※1	3点	第38条第3号
	業務主任者を選任しない行為	3点	第38条第4号
	条例第25条若しくは第34条の5第1項の規定による報告又は検査を拒む等の行為	2点	第39条
	廃業の届出等を怠る行為	1点	第41条第1号
	営業所に標識を掲げない行為	1点	第41条第2号
	営業所に帳簿を備え付けない等の行為	1点	第41条第3号
	第34条の3第3項の規定による届出等を怠る行為※2	—	第41条第1号

※1 特例業者は対象外 ※2 登録業者は対象外

別表第2（第8条関係）処分基準

処分の種類	処分の対象者	処分の内容
営業の一部の 停止	過去5年間に処分歴がなく、過去5年間の累積違反点数が10点以上の登録業者及び特例業者	30日以内の営業の停止
	過去5年間に処分歴があり、前回の処分以降の累積違反点数が10点以上の登録業者及び特例業者	90日以内の営業の停止
	過去5年間に処分歴があり、過去5年間の累積違反点数が30点以上の特例業者	180日以内の営業の停止
登録の取消し	過去5年間に処分歴があり、過去5年間の累積違反点数が30点以上の特例業者	登録の取消し

別表第3（第8条関係）営業の停止の範囲

営業の一部の 停止に係る営業の 範囲	豊田市内における屋外広告業に関する請負契約の締結及び入札、見積り等これに付随する行為の停止 ただし、営業の停止命令の到達以前に締結した請負契約に係る工事は除く
--------------------------	--